秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

秋田県規則第十七号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則（昭和五十六年秋田県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第一章　略 第二章　事務部局 第一節・第二節　略 第三節　地方機関 第一款・第一款の二　略 第二款　自治研修所（第十六条・第十七条） 第二款の二　総合県税事務所（第十八条―第十九条の六） 第二款の三　公文書館（第十九条の七・第十九条の八） 第三款　略 第三款の二　東京事務所（第二十一条の二―第二十一条の五） 第四款～第八款　略 第九款　子ども・女性・障害者相談センター（第四十一条―第四十二条の三） 第十款・第十一款　略	目次 第一章　略 第二章　事務部局 第一節・第二節　略 第三節　地方機関 第一款・第一款の二　略 第二款　東京事務所（第十六条―第十九条） 第二款の二　自治研修所（第十九条の二・第十九条の三） 第二款の三　総合県税事務所（第十九条の四―第十九条の十） 第二款の四　公文書館（第十九条の十一・第十九条の十二） 第三款　略 第四款～第八款　略 第九款　福祉相談センター（第四十一条・第四十二条） 第十款・第十一款　略

第十二款から第三十款まで　削除

第三十一款～第八十三款　略

第四節　略

附則

（分課等）

第三条　次の表の上欄に掲げる部に当該中欄に掲げる課を置き、当該課に当該下欄に掲げる室を置く。

総務部	行政経営課	
略	略	略
税務課	略	略
略	略	略
観光文化スポーツ部	誘客推進課	
略	略	略
健康福祉部	福祉政策課	感染症特別対策室
略	長寿社会課	
略	健康づくり推進課	国保医療室
略	略	略
農林水産部	森林資源造成課	
略	略	略

第十二款　女性相談所（第四十七条・第四十八条）

第十三款～第十七款　略

第十八款　精神保健福祉センター（第五十七条・第五十八条）

第十九款～第三十款　略

第三十一款～第八十三款　略

第四節　略

附則

（分課等）

第三条　次の表の上欄に掲げる部に当該中欄に掲げる課を置き、当該課に当該下欄に掲げる室を置く。

総務部	総務課	
略	略	略
税務課	略	略
略	略	略
観光文化スポーツ部	観光振興課	
略	略	略
健康福祉部	福祉政策課	
略	長寿社会課	
略	健康づくり推進課	
略	略	略
農林水産部	森林整備課	
略	略	略

	森林環境保全課		
産業労働部	略	略	
	クリーンエネルギー産業振興課		
	略		
略	略		

（チーム）

第四条の二　第三条の表の中欄に掲げる課、同表の下欄に掲げる室並びに前条第二項に規定する課及びセンターに、当該課、室及びセンターの所掌事務を分掌させるため、チームを置く。

（総務部各課の所掌事務）

第五条　総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

行政経営課

一　庁議に関すること。
二　内部統制に関すること。
三　公益法人等及び公益信託に関する事務の統括に関すること。
四　附属機関の統括に関すること。
五　所管が明らかでない事務の総合調整に関すること。
六　行政サービスの在り方に係る企画及び調整に関すること。
七　行政改革の推進に関すること。
八　県有施設の総合的・計画的な管理の推進に関すること。
九　第三セクターの指導監督の総合調整に関すること。
十　条例、規則及び訓令の審査及び解釈に関すること。
十一　公告式に関すること。
十二　行政書士に関すること。
十三　行政手続の統括に関すること。
十四　部の広報、広聴等に関する事務の処理に関すること。

産業労働部	略	略	
	エネルギー・資源振興課		
	略		
略	略		

（班）

第四条の二　第三条の表の中欄に掲げる課、同表の下欄に掲げる室並びに前条第二項に規定する課及びセンターに、当該課、室及びセンターの所掌事務を分掌させるため、班を置く。

（総務部各課の所掌事務）

第五条　総務部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務課

一　庁内の調整に関すること。
二　庁議に関すること。
三　行政改革の推進に関すること。
四　行政考査に関すること。
五　内部統制に関すること。
六　政府調達に係る苦情処理に関すること。
七　行政手続の統括に関すること。
八　外部監査契約の締結に関すること。
九　附属機関の統括に関すること。
十　第三セクターに関すること（他の所管に属するものを除く。）。
十一　公益法人等及び公益信託に関する事務の統括に関すること。
十二　県行政の補完を目的とする法人格を有しない団体の統括に関すること。

十五　部内各課の連絡調整に関すること。

秘書課～税務課　略

広報広聴課

一　略

二　県政に関する情報の提供に関すること。

三～十二　略

十三　訴訟等の統括に関すること。

十四　行政不服審査に関すること。

十五　政府調達に係る苦情処理に関すること。

十六　表彰に関すること。

十七　略

総合防災課

十三　訴訟等の統括に関すること。

十四　行政不服審査に関すること。

十五　条例、規則及び訓令の審査及び解釈に関すること。

十六　公告式に関すること。

十七　行政書士に関すること。

十八　表彰に関すること。

十九　自衛隊との連絡調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

二十　県人会に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

二十一　本県に避難した被災者の援護に関すること。

二十二　東京事務所に関すること。

二十三　部の広報、広聴等に関する事務の処理に関すること。

二十四　部内各課の連絡調整に関すること。

二十五　前各号に掲げるもののほか、各部の所管に属しない事務に関すること。

秘書課～税務課　略

広報広聴課

一　略

二　県政の課題についての調査及び情報の提供等に関すること。

三　県政に関する情報の提供（前号に掲げるものを除く。）に関すること。

四～十三　略

十四　略

総合防災課

一・二　略	一・二　略
三　被災者の援護に関すること。	三　被災者の援護に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
四～九　略	四～九　略
十　自衛隊との連絡調整に関すること。	十　略
十一　略	
（企画振興部各課の所掌事務）	（企画振興部各課の所掌事務）
第六条　企画振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。	第六条　企画振興部各課の所掌事務は、次のとおりとする。
総合政策課	総合政策課
一～七　略	一～七　略
八　東京事務所に関すること。	八・九　略
九・十　略	市町村課～国際課　略
市町村課～国際課　略	（あきた未来創造部各課の所掌事務）
（あきた未来創造部各課の所掌事務）	第六条の二　あきた未来創造部各課の所掌事務は、次のとおりとする。
第六条の二　あきた未来創造部各課の所掌事務は、次のとおりとする。	あきた未来戦略課
あきた未来戦略課	一～八　略
一～八　略	九～十一　略
九　県人会に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	移住・定住促進課～地域づくり推進課　略
十～十二　略	2　略
移住・定住促進課～地域づくり推進課　略	（観光文化スポーツ部各課の所掌事務）
2　略	第六条の三　観光文化スポーツ部各課の所掌事務は、次のとおりとする。
（観光文化スポーツ部各課の所掌事務）	
第六条の三　観光文化スポーツ部各課の所掌事務は、次のとおりとする。	
	2　税務課徴収特別対策室は、税務課の所掌事務のうち第六号に掲げる事務を分掌する。

観光戦略課　略
誘客推進課　略
食のあきた推進課～スポーツ振興課　略

（健康福祉部各課の所掌事務）
第七条　健康福祉部各課の所掌事務は、次のとおりとする。
福祉政策課
一～九　略
十・十一　略
十二　新興感染症対策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
十三　子ども・女性・障害者相談センターに関すること。
十四・十五　略
地域・家庭福祉課
一　略
二～十六　略
十七　児童相談所に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
十八　略
長寿社会課
一～七　略
八　略

観光戦略課　略
観光振興課　略
食のあきた推進課～スポーツ振興課　略

（健康福祉部各課の所掌事務）
第七条　健康福祉部各課の所掌事務は、次のとおりとする。
福祉政策課
一～九　略
十　医療に要する費用の適正化に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
十一・十二　略
十三　福祉相談センター　に関すること。
十四・十五　略
地域・家庭福祉課
一　略
二　バリアフリー社会の形成の促進に関すること。
三～十七　略
十八　児童相談所に関すること。
十九　略
二十　女性相談所に関すること。
二十一　陽光園に関すること。
長寿社会課
一～七　略
八　国民健康保険に関すること。
九　福祉医療に関すること。
十　老人の医療に関すること。
十一　略

障害福祉課	
一～八　略	
九　バリアフリー社会の形成の促進に関すること。	
十・十一　略	
健康づくり推進課	
一～九　略	
十　医療に要する費用の適正化に関すること。	
十一　国民健康保険に関すること。	
十二　福祉医療に関すること。	
十三　後期高齢者の医療に関すること。	
十四・十五　略	
保健・疾病対策課・医務薬事課　略	
2　福祉政策課感染症特別対策室は、福祉政策課の所掌事務のうち第十二号に掲げる事務を分掌する。	
3　健康づくり推進課国保医療室は、健康づくり推進課の所掌事務のうち第十号から第十三号までに掲げる事務を分掌する。	
4　略	
（農林水産部各課の所掌事務）	
第九条　農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。	
農林政策課～水産漁港課　略	
林業木材産業課	
一　略	
二～五　略	
六～八　略	

障害福祉課	
一～八　略	
九　精神保健福祉センター　に関すること。	
十・十一　略	
健康づくり推進課	
一～九　略	
十・十一　略	
保健・疾病対策課・医務薬事課　略	
2　長寿社会課国保・医療指導室は、長寿社会課　の所掌事務のうち第八号から第十号　までに掲げる事務を分掌する。	
3　略	
（農林水産部各課の所掌事務）	
第九条　農林水産部各課の所掌事務は、次のとおりとする。	
農林政策課～水産漁港課　略	
林業木材産業課	
一　略	
二　造林その他の森林の整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	
三～六　略	
七　森林種苗に関すること。	
八　県営林に関すること。	
九～十一　略	
十二　森林国営保険に関すること。	

森林資源造成課

一　森林計画に関すること。
二　水源森林地域の保全に関すること。
三　入会林野等の整備に関すること。
四　造林その他の森林の整備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
五　林業労働力の確保の推進に関すること。
六　林業等に関する知識及び技術の普及指導及び研修に関すること。
七　県営林に関すること。
八　森林種苗に関すること。
九　森林国営保険に関すること。

森林整備課

一　林道の開設及び改良に関すること。
二　治山事業に関すること。
三　森林における開発行為の規制に関すること。
四　保安林に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
五　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林保護に関すること。
六　林野の保全に係る地すべり等防止事業に関すること。
七　森林計画に関すること。
八　入会林野等の整備に関すること。
九　ふるさとの森と川と海の保全及び創造（森林、河川、海岸等における多様な自然環境を人の活動と調和を図りながら体系的に保全するとともに、健全な生態系及び良好な景観を維持し、及び回復し、県民と自然とが共生できる環境をつくりだすことをいう。以下この項において同じ。）に関する施策の企画、調整及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
十　ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する調査に関すること。
十一　ふるさとの森と川と海の保全及び創造の啓発に関すること。
十二　ふるさとの森と川と海の保全及び創造を推進するための人材の養成に関すること。
十三　緑化の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
十四　林業等に関する知識及び技術の普及指導及び研修に関すること。
十五　林業労働力の確保の推進に関すること。
十六　林業団体に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

森林環境保全課

一　ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

二　緑化の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

三　林業団体に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

四　保安林に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

五　森林における開発行為の規制に関すること。

六　森林病害虫の駆除及び予防その他の森林保護に関すること。

七　治山事業に関すること。

八　林野の保全に係る地すべり等防止事業に関すること。

九　林道の開設及び改良に関すること。

十　森林学習交流館に関すること。

2・3　略

（産業労働部各課の所掌事務）

第十一条　産業労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

産業政策課～商業貿易課　略

クリーンエネルギー産業振興課

一・二　略

三　クリーンエネルギー産業の育成及び指導に関すること。

四～十三　略

雇用労働政策課　略

2・3　略

（出納局の各課及びセンターの所掌事務）

十七　水源森林地域の保全に関すること。

十八　森林学習交流館に関すること。

2・3　略

（産業労働部各課の所掌事務）

第十一条　産業労働部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

産業政策課～商業貿易課　略

エネルギー・資源振興課

一・二　略

三　新エネルギー産業の育成及び指導に関すること。

四～十三　略

雇用労働政策課　略

2・3　略

（出納局の各課及びセンターの所掌事務）

第十三条　出納局の各課及びセンターの所掌事務は、次のとおりとする。

会計課　略

財産活用課

一～三　略

四　県有施設の適正な管理の推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

五～十　略

総務事務センター・検査課　略

第十四条　法令又は条例の定めるところにより置かれる次の各号に掲げる附属機関に関する事務については、当該各号に定める事務部局が処理するものとする。

一　秋田県地方独立行政法人評価委員会　総務部行政経営課及び地方独立行政法人を所管する課室

二　秋田県公益認定等委員会　総務部行政経営課及び公益法人等を所管する課室

三～八　略

九　秋田県行政不服審査会　総務部広報広聴課

十～二十　略

二十一　略

二十二　略

二十三～二十八　略

二十九　秋田県バリアフリー社会形成審議会　健康福祉部障害福

第十三条　出納局の各課及びセンターの所掌事務は、次のとおりとする。

会計課　略

財産活用課

一～三　略

四　県有施設の適正な管理の推進に関すること。

五～十　略

総務事務センター・検査課　略

第十四条　法令又は条例の定めるところにより置かれる次の各号に掲げる附属機関に関する事務については、当該各号に定める事務部局が処理するものとする。

一　秋田県地方独立行政法人評価委員会　総務部総務課

二　秋田県公益認定等委員会　総務部総務課及び公益法人等を所管する課室

三　秋田県行政不服審査会　総務部総務課

四～九　略

十～二十　略

二十一　秋田県バリアフリー社会形成審議会　健康福祉部地域・家庭福祉課

二十二　略

二十三　秋田県国民健康保険審査会　健康福祉部長寿社会課

二十四　略

二十五　秋田県後期高齢者医療審査会　健康福祉部長寿社会課

二十六　秋田県国民健康保険運営協議会　健康福祉部長寿社会課

二十七～三十二　略

祉課	
三十　略	
三十一　秋田県国民健康保険審査会　健康福祉部健康づくり推進課	
三十二　秋田県国民健康保険運営協議会　健康福祉部健康づくり推進課	
三十三　秋田県後期高齢者医療審査会　健康福祉部健康づくり推進課	
三十四～六十八　略	

第十五条　法令、条例又はこの規則の定めるところにより次の地方機関を置く。

略	
消防学校	
東京事務所	
略	
子ども・女性・障害者相談センター	
略	
略	

三十三　略	
三十四～六十八　略	

第十五条　法令、条例又はこの規則の定めるところにより次の地方機関を置く。

略	
東京事務所	
略	
消防学校	
略	
福祉相談センター	
略	
女性相談所	
精神保健福祉センター	
略	

第二款　東京事務所

（事務）

第十六条　東京事務所は、県政の課題についての調査並びに施策の企画及び推進、中央官庁等との連絡調整、県産品及び観光の宣伝、紹介及びあっせん等を行う機関とする。

（名称及び位置）

第十七条　東京事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田県東京事務所	東京都千代田区平河町二丁目六番三号

（内部組織）

第十八条　東京事務所に、総務企画課及びあきた売込み課を置く。

（所掌事務）

第十九条　東京事務所各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

一　公印の管守に関すること。

二　人事、給与、文書及び財務に関すること。

三　県政の課題についての調査、情報の収集及び提供並びに施策の企画及び推進に関すること。

四　中央官庁等との連絡調整に関すること。

五　東京都の区域に所在する公有財産の管理に関すること。

六　県外に居住する求職者の県内への就職の促進に関すること。

七　首都圏における県内への移住の促進等に関すること。

八　就職者の支援に関すること。

あきた売込み課

県産品及び観光の宣伝、紹介、あっせん等に関すること。

第二款　略

第十六条・第十七条　略

第二款の二　略

第十八条・第十九条　略

第二款の三　略

第十九条の二～第十九条の六　略

第二款の二　略

第十九条の二・第十九条の三　略

第二款の三　略

第十九条の四・第十九条の五　略

第十九条の六～第十九条の十　略

第二款の三　略

第十九条の七・第十九条の八　略

第三款の二　東京事務所

（事務）

第二十一条の二　東京事務所は、県政の課題についての調査並びに施策の企画及び推進、中央官庁等との連絡調整、県産品及び観光の宣伝、紹介及びあっせん等を行う機関とする。

（名称及び位置）

第二十一条の三　東京事務所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田県東京事務所	東京都千代田区平河町二丁目六番三号

（内部組織）

第二十一条の四　東京事務所に、総務企画課及びあきた売込み課を置く。

（所掌事務）

第二十一条の五　東京事務所各課の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画課

一　公印の管守に関すること。

二　人事、給与、文書及び財務に関すること。

三　県政の課題についての調査、情報の収集及び提供並びに施策の企画及び推進に関すること。

四　中央官庁等との連絡調整に関すること。

五　東京都の区域に所在する公有財産の管理に関すること。

第二款の四　略

第十九条の十一・第十九条の十二　略

六　県外に居住する求職者の県内への就職の促進に関すること。

七　首都圏における県内への移住の促進等に関すること。

八　就職者の支援に関すること。

あきた売込み課

県産品及び観光の宣伝、紹介、あっせん等に関すること。

（内部組織）

第三十条　総合食品研究センターに、総務企画室、食品加工研究所及び醸造試験場を置く。

（所掌事務）

第三十条の二　総合食品研究センターの総務企画室、食品加工研究所及び醸造試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画室　略

食品加工研究所・醸造試験場　略

第九款　子ども・女性・障害者相談センター

（事務）

第四十一条　子ども・女性・障害者相談センターは、次に掲げる業務を行う機関とする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条第一項に規定する児童相談所の業務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

二　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第四条第一項に規定する中央児童相談所の業務に関すること。

三　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第一項に規定する婦人相談所及び同法第三十六条に規定する婦人保護施設の業務に関すること。

四　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（内部組織）

第三十条　総合食品研究センターに、企画管理室、食品加工研究所及び醸造試験場を置く。

（所掌事務）

第三十条の二　総合食品研究センターの企画管理室、食品加工研究所及び醸造試験場の所掌事務は、次のとおりとする。

企画管理室　略

食品加工研究所・醸造試験場　略

第九款　福祉相談センター

（事務）

第四十一条　福祉相談センターは、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十一条第二項及び知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十二条第二項に規定する業務のほか、次の事務を行う機関とする。

一　身体障害者福祉法第十五条第四項の規定による身体障害者手帳の交付に関すること。

二　療育手帳の交付に関すること。

三　高齢者の福祉についての相談に関すること。

四　精神保健及び精神障害者の福祉についての相談に関すること。

五　障害を理由とする差別についての相談に関すること。

六　児童及び妊産婦の福祉についての相談に関すること。

（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務に関すること。

五　身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第九条第七項に規定する身体障害者更生相談所の業務に関すること。

六　知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項に規定する知的障害者更生相談所の業務に関すること。

七　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターの業務及び同条第二項第二号に掲げる業務に付随する診療に関すること。

八　前各号に掲げるもののほか、子ども・女性・障害者相談センターの目的を達するために必要な業務に関すること。

（名称及び位置）

第四十二条　子ども・女性・障害者相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名　称	位　置
秋田県子ども・女性・障害者相談センター	秋田市手形住吉町三番六号

（内部組織）

第四十二条の二　子ども・女性・障害者相談センターに次の表の上欄に掲げる部を置き、当該部に当該下欄に掲げる課を置く。

福祉相談・連携推進部	総務・連携推進課
精神保健福祉部	
児童女性相談部	児童保護課 児童支援課

七　要保護女子の福祉についての相談に関すること。

八　配偶者からの暴力の防止及び被害者の福祉についての相談に関すること。

（名称及び位置）

第四十二条　福祉相談センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名　称	位　置
秋田県福祉相談センター	秋田市中通二丁目一番五十一号

	女性相談支援課

（所掌事務）

第四十二条の三　子ども・女性・障害者相談センター福祉相談・連携推進部の所掌事務は、次のとおりとする。

一　公印の管守に関すること。

二　人事、給与、文書及び財務に関すること。

三　公有財産の管理に関すること。

四　第四十一条第五号及び第六号に掲げる業務に関すること。

五　子ども・女性・障害者相談センター各部との連絡調整に関すること。

六　子ども・女性・障害者相談センターの他の部の所管に属しない事務に関すること。

2　子ども・女性・障害者相談センター福祉相談・連携推進部総務・連携推進課は、福祉相談・連携推進部の所掌事務のうち第四号を除く事務を分掌する。

3　子ども・女性・障害者相談センター精神保健福祉部は、第四十一条第七号に掲げる業務を所掌する。

4　子ども・女性・障害者相談センター児童女性相談部各課の所掌事務は、次のとおりとする。

女性相談支援課

児童保護課及び児童支援課

第四十一条第一号及び第二号に掲げる業務に関すること。

第四十一条第三号及び第四号に掲げる業務に関すること。

（事務）

第四十三条　児童相談所は、児童福祉法第十二条第三項に規定する業務（同法第十一条第一項第二号ホに掲げる業務にあつては、中央児童相談所に限る。）を行う機関とする。

（事務）

第四十三条　児童相談所は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条第二項に規定する業務（同法第十一条第一項第二号ホに掲げる業務にあつては、中央児童相談所に限る。）を行う機関とする。

第十二款から第三十款まで　削除

第四十七条から第九十一条まで　削除

第十二款　女性相談所

（事務）

第四十七条　女性相談所は、次の事務を行う機関とする。

一　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第三項の規定による要保護女子の保護及び更生指導に関すること。

二　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成十二年法律第八十一号）第九条第一項の規定によるストーカー行為等の相手方に対する支援に関すること。

三　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第三項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定による被害者の保護等に関すること。

（名称及び位置）

第四十八条　女性相談所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田県女性相談所	秋田市手形住吉町四番二十六号

第十三款から第十七款まで　削除

第四十九条から第五十六条まで　削除

第十八款　精神保健福祉センター

（事務）

第五十七条　精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第二項に規定する業務並びにひきこもりの相談及び技術指導に関する事務（他の所管に属するものを除く。）を行う機関とする。

（名称及び位置）

第五十八条　精神保健福祉センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
秋田県精神保健福祉センター	秋田市中通二丁目一番五十一号

第十九款から第三十款まで　削除

第五十九条から第九十一条まで　削除

（内部組織）

第百一条　健康環境センターに、企画管理室、保健衛生部、理化学部及び環境保全部を置く。

（所掌事務）

第百二条　健康環境センターの企画管理室及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

企画管理室　略

保健衛生部～環境保全部　略

第二百四十五条　略

2　次の表の上欄に掲げる職は当該中欄に掲げる事務部局の組織に置き、その職務は当該下欄に定めるところによる。

番号	職	事務部局の組織	職務
一～十四	略	略	略
十五	部長	地域振興局、総合県税事務所、子ども・女性・障害者相談センター、衛生看護	略

（内部組織）

第百一条　健康環境センターに、総務企画室、保健衛生部、理化学部及び環境保全部を置く。

（所掌事務）

第百二条　健康環境センターの総務企画室及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

総務企画室　略

保健衛生部～環境保全部　略

第二百四十五条　略

2　次の表の上欄に掲げる職は当該中欄に掲げる事務部局の組織に置き、その職務は当該下欄に定めるところによる。

番号	職	事務部局の組織	職務
一～十四	略	略	略
十五	部長	地域振興局、総合県税事務所、衛生看護	略

			学院、健康環境センター、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター、林業研究研修センター及び産業技術センターの部
十六	チームリーダー	課及び室（地方機関の課及び室を除く。）並びに総務事務センター	
十七～二十三	略	略	略

備考　この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四　略

五　チーム　第四条の二に規定するチームをいう。

3　略

4　前三項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる職を当該中欄に掲げる事務部局の組織に置くことができるものとし、その職務は、当該下欄に定めるところによる。

番号	職	事務部局の組織	職務
一	危機管理監	略	知事の命を受けて危機管理に関する事務

			学院、健康環境センター、農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター、林業研究研修センター及び産業技術センターの部
十六～二十二	略	略	略

備考　この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～四　略

3　略

4　前三項に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる職を当該中欄に掲げる事務部局の組織に置くことができるものとし、その職務は、当該下欄に定めるところによる。

番号	職	事務部局の組織	職務
一	危機管理監	略	知事の命を受けて危機管理に関する事務

		二・三			
		略	次長		
		略	略	自治研修所、総合県税事務所、保健所、食肉衛生検査所、動物愛護センター、家畜保健衛生所	
		略	略	略	を掌理し、所属の職員を指揮監督するとともに、第四号次長部の項に規定する事務をつかさどる。
		四			
		略	次長		
		略	略	略	
		略	略	略	上司の命を受けて、クリーンエネルギー政策に関する特に重要な事項の統括に関
		五～九			
		略	略		
		略	略		
		略	略		
		十			
		クリーンエネルギー政策統括監			
		略			

	二	三・四			
	社会福祉監	略	次長		
	健康福祉部	略	略	自治研修所、保健所、精神保健福祉センター、食肉衛生検査所、動物愛護センター、家畜保健衛生所	
		略	略	略	を掌理し、所属の職員を指揮監督するとともに、第六号次長部の項に規定する事務をつかさどる。
		五			
		略	次長		
		略	略	略	
		略	略	略	上司の命を受けて、知事が指示する福祉行政に関する調査、調整等をつかさどる。
		六～十			
		略	略		
		略	略		
		略	略		
		十一			
		食品産業振興統括監			
		観光文化スポーツ部			
		略			
		十二			
		新エネルギー政策統括監			
		略			

	十一		
	略		
	略		
する事務をつかさどる。	略	略	

	十二		
	政策監		
	課及び室（地方機関の課及び室を除く。）		
	略	略	

	十三		
	略		
	略		
	略	略	

	十四～十七		
	略		
	略		
	略	略	

	十八		
	読書・文化活動推進監		
	文化振興課		
上司の命を受けて、読書活動及び文化活動の推進に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。	略	略	

	十九・二十		
	略		
	略		
	略	略	

	十三		
	略		
	略		
する事務をつかさどる。	略	略	

	十四		
	副所長		
	東京事務所、産業技術センター		
所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。	略	略	

	十五		
	政策監		
	課（地方機関の課を除く。）及び室（地方機関の室を除く。）		
略	略	略	

	十六		
	略		
	略		
上司の命を受けて、読書活動の推進に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。	略	略	

	十七		
	読書活動推進監		
	総合政策課		
略	略	略	

	十八～二十一		
	略		
	略		
略	略	略	

	二十二・二十三		
	略		
	略		
略	略	略	

	二十四		
	再造林推進		
	林業木材産業課		
上司の命を受けて、	略	略	

		二十一	技術管理監	略		三十三
		二十二・二十三	略	略		略
		二十四	副所長	東京事務所	所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。	略
		二十五	総合調整主幹	行政経営課	略	略
		二十六～三十一	略	略	略	略
		三十二	サブリーダー	課所等（地方機関を除く。）	上司の命を受けて、チームリーダーを補佐し、所属の職員を指揮監督する事務をつかさどる。	略
		三十三	略	略	略	略

監	新エネルギー推進監	二十六	技術管理監	略		三十六
	エネルギー・資源振興課	二十七・二十八	略	略	略	略
再造林の推進に関する特に重要な事項の企画、調整等をつかさどる。	上司の命を受けて、新エネルギー政策に関する特に重要な事項の企画・調整等をつかさどる。	二十九	総合調整主幹	総務課	略	略
		三十～三十五	略	略	略	略

五十二～五十三			
五十三～五十五	略	略	略

備考　略

5　前各項に規定するもののほか、＿＿＿＿＿＿前条に規定する班に、当該班の事務を掌理させるため、班長を置く。

6　第一項の理事、第二項の表第一号から第二十二号までに掲げる職、第四項の表第一号から第五十二号までに掲げる職及び前項の班長は単純労務の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。以下同じ。）以外の職員（臨時及び非常勤の職員（同法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）をもつて充て、第二項の表第二十三号並びに第四項の表第五十三号から第五十五号までに掲げる職は単純労務の職員（臨時及び非常勤の職員（同号に掲げる職にあつては、同条第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をもつて充てる。

五十五～五十九	五十六　事	スポーツ主	
		スポーツ科学センター	
		上司の命を受けて、競技力の向上及び社会体育に関する専門的な事務をつかさどる。	
五十七～五十九	略	略	略

備考　略

5　前各項に規定するもののほか、第四条の二及び前条に規定する班に、当該班の事務を掌理させるため、班長を置く。

6　第一項の理事、第二項の表第一号から第二十一号までに掲げる職、第四項の表第一号から第五十六号までに掲げる職及び前項の班長は単純労務の職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者をいう。以下同じ。）以外の職員（臨時及び非常勤の職員（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）をもつて充て、第二項の表第二十二号並びに第四項の表第五十七号から第五十九号までに掲げる職は単純労務の職員（臨時及び非常勤の職員（同号に掲げる職にあつては、同条第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をもつて充てる。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（秋田県行政文書管理規則の一部改正）

2　秋田県行政文書管理規則（平成十三年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（定義） 第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～四　略 五　所　地方機関（地域振興局にあっては、組織規則第十五条の四第一項に規定する部及び事務所）及び組織規則第十九条の三第一項に規定する支所をいう。 六　略	（定義） 第二条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～四　略 五　所　地方機関（地域振興局にあっては、組織規則第十五条の四第一項に規定する部及び事務所）及び組織規則第十九条の七第一項の規定する支所をいう。 六　略